

令和2年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和2年3月27日
開会 午後3時30分

- | | | |
|-------|----------------|---|
| 日程第 1 | 議席の指定 | |
| 日程第 2 | 選挙第1号 | 常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について |
| 日程第 3 | 会議録署名議員の指名について | |
| 日程第 4 | 会期の決定について | |
| 日程第 5 | 管理者報告 | |
| 日程第 6 | 議案第1号 | 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第2号 | 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第3号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第 9 | 議案第4号 | 令和元年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程第10 | 議案第5号 | 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について |
| 日程第11 | 議案第6号 | 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 陳情第1号 | 常総運動公園室内温水プール使用料改善についての陳情 |

選挙第1号

常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について

地方自治法第103条及び第292条の規定により、常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長を選挙するものとする。

令和2年3月27日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合議会

記

常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長_____

議案第 1 号

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例(昭和 5 1 年常総地方広域市町村圏事務組合条例第 2 号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 2 7 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例(昭和51年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法第199条第3項、第4項若しくは第6項」を「法第199条第2項、第4項、第5項若しくは第7項」に改める。

第3条中「法第98条第2項、第199条第5項及び第6項」を「法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項」に、「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

第5条中「昭和47年」の次に「常総地方広域市町村圏事務組合」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の新旧対照表

改正案	現行
<p>(監査の通知)</p> <p>第2条 監査委員は、<u>法第199条第2項、第4項、第5項若しくは第7項</u>又は第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、監査をする日の7日前までに監査の対象となる機関及び関係機関に通知するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第3条 監査委員は、<u>法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p> <p>(公表等)</p> <p>第5条 監査委員の行う告示又は公表は、常総地方広域市町村圏事務組合公告式条例（昭和47年常総地方広域市町村圏事務組合条例第1号）の例によるものとする。</p>	<p>(監査の通知)</p> <p>第2条 監査委員は、<u>法第199条第3項、第4項若しくは第6項</u>又は第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、監査をする日の7日前までに監査の対象となる機関及び関係機関に通知するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第3条 監査委員は、<u>法第98条第2項、第199条第5項及び第6項</u>並びに第235条の2第2項並びに<u>第243条の2第3項</u>の規定による監査の請求又は要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、60日以内にこれを行わなければならない。</p> <p>(公表等)</p> <p>第5条 監査委員の行う告示又は公表は、常総地方広域市町村圏事務組合公告式条例（昭和47年_____条例第1号）の例によるものとする。</p>

提 案 理 由

議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員条例の一部を改正する条例について

地方自治法の一部改正に伴い引用する同法の条項番号を改め、合わせて関連する条項の整備を行うものです。

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 2 号

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和 5 2 年常総地方広域市町村圏事務組合条例第 2 号)等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 2 7 日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管 理 者 松 丸 修 久

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の92.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5」を加える。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	

15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000

43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	

71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			

	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

職員								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3

消防職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職 員以外の 職員	号給	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500
19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	

20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400
21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100
22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200
23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300
24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300
25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000
26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000
27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100
28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200
29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700
30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500
31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200
32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900
33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600
34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100
35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700
36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200
37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500
38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000
39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500
40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000
41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500
42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800
43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100
44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300
46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800

48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000

76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			

104	312,000	336,600	362,900	389,200
105	312,800	337,700	364,100	389,500
106	313,400	338,800	364,600	389,900
107	314,000	339,800	365,200	390,400
108	314,700	340,900	365,800	390,700
109	315,200	342,100	366,400	391,000
110	315,700	343,100	366,900	391,500
111	316,200	344,100	367,400	392,000
112	316,800	345,000	367,900	392,500
113	317,600	345,900	368,300	392,800
114	318,300	346,800	368,700	393,300
115	319,000	347,800	369,300	393,800
116	319,700	348,800	369,800	394,300
117	320,300	349,800	370,200	394,600
118	321,100	350,300	370,700	395,100
119	321,800	350,900	371,300	395,600
120	322,600	351,500	371,800	396,100
121	323,200	351,800	372,000	396,500
122	323,500	352,200	372,500	397,000
123	324,000	352,700	373,000	397,400
124	324,500	353,100	373,400	397,900
125	324,800	353,500	373,900	398,300
126		353,900	374,400	
127		354,400	374,900	
128		354,800	375,400	
129		355,200	375,700	
130		355,600	376,200	
131		356,000	376,700	

	132		356,400	377,200				
	133		356,600	377,500				
	134		357,100	378,000				
	135		357,500	378,400				
	136		357,800	378,800				
	137		358,100	379,100				
	138		358,500	379,600				
	139		359,000	380,100				
	140		359,500	380,600				
	141		359,800	380,900				
	142		360,300					
	143		360,800					
	144		361,300					
	145		361,600					
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800

備考 この表は、消防職員で管理者が定めるものに適用する。

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令

和元年組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条中の表を次のように改める。

職務の級	給料月額 (円)
1級	146,100
2級	195,500
3級	231,500
4級	264,200
5級	289,700
6級	319,200
7級	362,900

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和元年12月25日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例第12条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（組合規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第12条の2の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で組合規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第12条の2第1項の規定による住居手当が支給されないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第12条の2第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
(規則への委任)

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の新旧対照表

(第1条関係)

改正案		現行																																																																																																																																																																					
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第2 行政職給料表</p>		<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____ <u>100分の92.5</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第2 行政職給料表</p>																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の 区分</th> <th rowspan="2">職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">職員以 外の職 員</td> <td>1</td> <td>146,100</td> <td>195,500</td> <td>231,500</td> <td>264,200</td> <td>289,700</td> <td>319,200</td> <td>362,900</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>147,200</td> <td>197,300</td> <td>233,100</td> <td>266,000</td> <td>291,900</td> <td>321,400</td> <td>365,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>148,400</td> <td>199,100</td> <td>234,600</td> <td>267,800</td> <td>294,000</td> <td>323,700</td> <td>367,900</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>149,500</td> <td>200,900</td> <td>236,200</td> <td>269,900</td> <td>296,000</td> <td>325,900</td> <td>370,500</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>150,600</td> <td>202,400</td> <td>237,600</td> <td>271,600</td> <td>297,900</td> <td>328,100</td> <td>372,400</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>151,700</td> <td>204,200</td> <td>239,300</td> <td>273,400</td> <td>300,000</td> <td>330,100</td> <td>374,900</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>152,800</td> <td>206,000</td> <td>240,800</td> <td>275,200</td> <td>302,200</td> <td>332,300</td> <td>377,200</td> </tr> </tbody> </table>		職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用		円	円	円	円	円	円	円	職員以 外の職 員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の 区分</th> <th rowspan="2">職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">職員以 外の職 員</td> <td>1</td> <td>144,100</td> <td>194,000</td> <td>230,000</td> <td>263,000</td> <td>288,900</td> <td>319,200</td> <td>362,900</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>145,200</td> <td>195,800</td> <td>231,600</td> <td>264,900</td> <td>291,100</td> <td>321,400</td> <td>365,500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>146,400</td> <td>197,600</td> <td>233,100</td> <td>266,700</td> <td>293,400</td> <td>323,700</td> <td>367,900</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>147,500</td> <td>199,400</td> <td>234,700</td> <td>268,800</td> <td>295,500</td> <td>325,900</td> <td>370,500</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>148,600</td> <td>200,900</td> <td>236,100</td> <td>270,500</td> <td>297,400</td> <td>328,100</td> <td>372,400</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>149,700</td> <td>202,700</td> <td>237,800</td> <td>272,400</td> <td>299,700</td> <td>330,100</td> <td>374,900</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>150,800</td> <td>204,500</td> <td>239,300</td> <td>274,300</td> <td>302,000</td> <td>332,300</td> <td>377,200</td> </tr> </tbody> </table>		職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用		円	円	円	円	円	円	円	職員以 外の職 員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
職員の 区分	職務 の級			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																																																													
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																																															
再任用		円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																															
職員以 外の職 員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900																																																																																																																																																															
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500																																																																																																																																																															
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900																																																																																																																																																															
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500																																																																																																																																																															
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400																																																																																																																																																															
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900																																																																																																																																																															
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200																																																																																																																																																															
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																																																															
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																																															
再任用		円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																																															
職員以 外の職 員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900																																																																																																																																																															
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500																																																																																																																																																															
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900																																																																																																																																																															
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500																																																																																																																																																															
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400																																																																																																																																																															
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900																																																																																																																																																															
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200																																																																																																																																																															

8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400

8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400

48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		

48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		

88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
職員								

88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
職員								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3
消防職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,300	369,100	396,000
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700
30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3
消防職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,200	347,400	374,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,200	349,600	376,800
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,200	351,700	378,900
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300
	25	214,100	231,300	252,300	284,200	343,300	369,100	396,000
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200
	29	221,000	237,900	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700
30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	

31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200
32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900
33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600
34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100
35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700
36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200
37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500
38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000
39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500
40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000
41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500
42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800
43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100
44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300
46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600

31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200
32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900
33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600
34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100
35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700
36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200
37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500
38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000
39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500
40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000
41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500
42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800
43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100
44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300
45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300
46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000
47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800
48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600
49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100
50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500
51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900
52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200
53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500
54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900
55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200
56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500
57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800
58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100
59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400
60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700
61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000
62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300
63	264,500	281,100	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600
64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900
65	266,500	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
66	267,700	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
67	268,900	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600

71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			

71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			

111	316,200	344,100	367,400	392,000				
112	316,800	345,000	367,900	392,500				
113	317,600	345,900	368,300	392,800				
114	318,300	346,800	368,700	393,300				
115	319,000	347,800	369,300	393,800				
116	319,700	348,800	369,800	394,300				
117	320,300	349,800	370,200	394,600				
118	321,100	350,300	370,700	395,100				
119	321,800	350,900	371,300	395,600				
120	322,600	351,500	371,800	396,100				
121	323,200	351,800	372,000	396,500				
122	323,500	352,200	372,500	397,000				
123	324,000	352,700	373,000	397,400				
124	324,500	353,100	373,400	397,900				
125	324,800	353,500	373,900	398,300				
126		353,900	374,400					
127		354,400	374,900					
128		354,800	375,400					
129		355,200	375,700					
130		355,600	376,200					
131		356,000	376,700					
132		356,400	377,200					
133		356,600	377,500					
134		357,100	378,000					
135		357,500	378,400					
136		357,800	378,800					
137		358,100	379,100					
138		358,500	379,600					
139		359,000	380,100					
140		359,500	380,600					
141		359,800	380,900					
142		360,300						
143		360,800						
144		361,300						
145		361,600						
再任用 職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	

備考 この表は、消防職員で管理者が定めるものに適用する。

111	316,200	344,100	367,400	392,000				
112	316,800	345,000	367,900	392,500				
113	317,600	345,900	368,300	392,800				
114	318,300	346,800	368,700	393,300				
115	319,000	347,800	369,300	393,800				
116	319,700	348,800	369,800	394,300				
117	320,300	349,800	370,200	394,600				
118	321,100	350,300	370,700	395,100				
119	321,800	350,900	371,300	395,600				
120	322,600	351,500	371,800	396,100				
121	323,200	351,800	372,000	396,500				
122	323,500	352,200	372,500	397,000				
123	324,000	352,700	373,000	397,400				
124	324,500	353,100	373,400	397,900				
125	324,800	353,500	373,900	398,300				
126		353,900	374,400					
127		354,400	374,900					
128		354,800	375,400					
129		355,200	375,700					
130		355,600	376,200					
131		356,000	376,700					
132		356,400	377,200					
133		356,600	377,500					
134		357,100	378,000					
135		357,500	378,400					
136		357,800	378,800					
137		358,100	379,100					
138		358,500	379,600					
139		359,000	380,100					
140		359,500	380,600					
141		359,800	380,900					
142		360,300						
143		360,800						
144		361,300						
145		361,600						
再任用 職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	

備考 この表は、消防職員で管理者が定めるものに適用する。

常総地方広域市町村圏事務組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表
(第3条関係)

改正案	現行																																
<p>第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>146,100</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>195,500</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>231,500</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>264,200</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>289,700</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>319,200</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>362,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	職務の級	給料月額(円)	1級	146,100	2級	195,500	3級	231,500	4級	264,200	5級	289,700	6級	319,200	7級	362,900	<p>第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>144,100</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>194,000</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>230,000</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>263,000</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>288,900</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>319,200</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>362,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	職務の級	給料月額(円)	1級	144,100	2級	194,000	3級	230,000	4級	263,000	5級	288,900	6級	319,200	7級	362,900
職務の級	給料月額(円)																																
1級	146,100																																
2級	195,500																																
3級	231,500																																
4級	264,200																																
5級	289,700																																
6級	319,200																																
7級	362,900																																
職務の級	給料月額(円)																																
1級	144,100																																
2級	194,000																																
3級	230,000																																
4級	263,000																																
5級	288,900																																
6級	319,200																																
7級	362,900																																

提 案 理 由

議案第 2 号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく一般職の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、当組合の給与条例についても、所要の措置を講じ、給与制度の適正化を図るものです。

主な内容は、若年層の給料表を行政職が平均 0.1%、消防職が 0.14% 引き上げ、勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引き上げ、住居手当の支給対象となる家賃額の下限と支給上限額を引き上げるなどするものです。

議案第3号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月27日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(常総地方広域市町村圏事務組合表彰条例の一部改正)

第1条 常総地方広域市町村圏事務組合表彰条例(平成5年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、収入役」を削る。

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(失職の特例)

第5条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失による事故又は交通事故によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定により、その職を失わないものとした職員が刑の執行の猶予を取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失うものとする。

(常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条」を「次条」に改める。

第12条第2項中「第1項」を「前項」に、「終る」を「終わる」に改める。

第12条の3第2項第1号ただし書及び第3号、第3項第1号並びに第6項及び第14条第4項中「カ月」を「箇月」に改める。

第20条第1項中「ヶ月」を「箇月」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「ヶ月」を「箇月」に改め、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号中「カ月」を「箇月」に改める。

第20条の3第8項中「前各号」を「前各項」に改める。

第21条第1項前段中「ヶ月」を「箇月」に改め、同項後段中「ヶ月」を「箇月」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第24条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に、「ヶ月」を「箇月」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」及び「同条」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の」に改める。

附則第4項第1号中「及び第7項」を削り、同項第4号中「付則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。」及び「付則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。」を削る。

（常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例の一部改正）

第4条 常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例（昭和52年常総地方広域市町村圏事務組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第2号から第5号まで若しくは」を「各号又は」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第6条第12項中「第20条第1項」を「第20条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

常総地方広域市町村圏事務組合表彰条例の新旧対照表

(第1条関係)

改正案	現行
<p>(功労表彰)</p> <p>第3条 功労表彰は、次の各号の一に該当する者について管理者が行う。</p> <p>(1) 管理者、副管理者_____、組合議員の職に8年以上在職した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第6条 第3条及び第4条に掲げる者で、次の各号の一に該当するときは、これを表彰しない。</p> <p>[削除]</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(功労表彰)</p> <p>第3条 功労表彰は、次の各号の一に該当する者について管理者が行う。</p> <p>(1) 管理者、副管理者、<u>収入役</u>、組合議員の職に8年以上在職した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第6条 第3条及び第4条に掲げる者で、次の各号の一に該当するときは、これを表彰しない。</p> <p>(1) <u>禁治産者及び準禁治産者の宣告を受けた者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

常総地方広域市町村圏事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の新旧対照表

(第2条関係)

改正案	現行
<p>(<u>失職の特例</u>)</p> <p>第5条 <u>任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失による事故又は交通事故によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとする</u>ことができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により、その職を失わないものとした職員が刑の執行の猶予を取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>[新設]</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 (略)</p>

常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の新旧対照表

(第3条関係)

改正案	現行
<p>(給与の支払)</p> <p>第2条 この条例に基づく給与は、他の法令及び<u>次条</u>第2項に規定する場合並びに次の各号に掲げるものを除くほか、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から口座振替支払を希望する旨の申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で<u>前項</u>の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって<u>終わる</u>。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p>	<p>(給与の支払)</p> <p>第2条 この条例に基づく給与は、他の法令及び<u>第3条</u>第2項に規定する場合並びに次の各号に掲げるものを除くほか、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から口座振替支払を希望する旨の申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で<u>第1項</u>の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって<u>終る</u>。ただし、扶養手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p>

第12条の3 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、組合規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で組合規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道（以下「高速道路」という。）の利用が組合規則で定める基準に照ら

第12条の3 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、組合規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1カ月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1カ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1カ月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で組合規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居からの通勤のため、高速自動車国道（以下「高速道路」という。）の利用が組合規則で定める基準に照ら

して通勤事情の改善に相当程度資するものでありと認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速道路に係る通勤手当 1箇月につき、組合規則で定めるところにより算出したその者の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、2万円を上限とする。

(2) (略)

4・5 (略)

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として組合規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月）をいう。

7 (略)

(時間外勤務手当)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち組合規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する組合規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その

60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

して通勤事情の改善に相当程度資するものでありと認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速道路に係る通勤手当 1カ月につき、組合規則で定めるところにより算出したその者の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、2万円を上限とする。

(2) (略)

4・5 (略)

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6カ月を超えない範囲内で1カ月を単位として組合規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1カ月）をいう。

7 (略)

(時間外勤務手当)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち組合規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する組合規則で定める時間を除く。）との合計が1カ月について60時間を超えた職員には、その

60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3まで及び付則第4項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員（第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。付則第4項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) (略)

5・6 (略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3まで及び付則第4項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6ヶ月 100分の100
- (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
- (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60
- (4) 3ヶ月未満 100分の30

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。付則第4項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 (略)

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(4) (略)

第20条の3 (略)

2～7 (略)

8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び付則第4項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____

_____、又は死亡した職員（規則で定めるものを除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(4) (略)

第20条の3 (略)

2～7 (略)

8 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び付則第4項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定めるものを除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が組合規則で定める基準に従って定める割合に乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第4項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手

当の月額合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第24条 (略)

2～6 (略)

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し_____

_____、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

付 則

4 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定減額職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定減額職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定減額職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定減額職員となった場合にあつては、特定減額職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定減額職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定減額職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、付則第6項_____において「最低

当の月額合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(休職者の給与)

第24条 (略)

2～6 (略)

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に_____規定する期間で第20条第1項に規定する基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の

規定により失職し、又は死亡したときは、同条同項の規定により規則で定める日に、当該各項の_____例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

付 則

4 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定減額職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定減額職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定減額職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定減額職員となった場合にあつては、特定減額職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定減額職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定減額職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、付則第6項及び第7項において「最低

号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び付則第6項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2)・(3) (略)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。_____

_____)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合)にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。_____

_____)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) (略)

(略)

号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び付則第6項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2)・(3) (略)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第7項において

「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合)にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で組合規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定減額職員に支給される勤勉

手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) (略)

(略)

常総地方広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例の新旧対照表

(第4条関係)

改正案	現行
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において地方公務員法第16条各号又は_____第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 内国旅行のうち第20条_____に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</p> <p>13 (略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 内国旅行のうち第20条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</p> <p>13 (略)</p>

提 案 理 由

議案第 3 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され地方公務員法が改正されたことを踏まえ、関係する条例を一括して改正する条例を制定するものです。

主な内容としては、地方公務員法第 16 条第 1 号に欠格条項として規定されている成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴う文言の整理等となります。

この条例は、公布の日から施行するものです。

議案第4号

令和元年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)

令和元年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,358,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月27日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合

管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 組 合 債		252,300	△ 14,000	238,300
	1 組 合 債	252,300	△ 14,000	238,300
歳 入 合 計		6,372,844	△ 14,000	6,358,844

2 歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		146,869	196	147,065
	1 総 務 管 理 費	137,812	196	138,008
5 土 木 費		311,731	179	311,910
	1 都 市 計 画 費	311,731	179	311,910
6 消 防 費		2,668,953	△ 15,422	2,653,531
	1 消 防 費	2,668,953	△ 15,422	2,653,531
8 予 備 費		164,425	1,047	165,472
	1 予 備 費	164,425	1,047	165,472
歳 出 合 計		6,372,844	△ 14,000	6,358,844

第2表 繰越明許費補正

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6	1 消防費	消防本部非常電源更新及び水海道消防署改修事業	143,099	消防本部非常電源更新及び水海道消防署改修事業	127,677

(単位 千円)

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
消防本部非常電源更新事業	106,700	普通貸借又は証券発行	95,200	補正前に同じ
水海道消防署改修事業	22,700	3.0%以内(ただし、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	20,200	補正前に同じ
		償還の方法 政府資金については、その融資条件による。その他の場合は、その債権者と協定するものによる。ただし、組合財政の都合により繰上償還又は、低利償に借換えすることができ。		償還の方法 補正前に同じ

(単位 千円)

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	計
7 組 合 債		△ 14,000	252,300	238,300
歳 入 合 計	6,372,844	△ 14,000	6,372,844	6,358,844

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	その他
2 総 務 費	146,869	196	147,065			196
5 土 木 費	311,731	179	311,910			179
6 消 防 費	2,668,953	△ 15,422	2,653,531	△ 14,000		△ 1,422
8 予 備 費	164,425	1,047	165,472			1,047
歳 出 合 計	6,372,844	△ 14,000	6,358,844	△ 14,000		0

2 歳入

(款)7 組合債 (項)1 組合債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 消防債	252,300	△ 14,000	238,300	1 消防債	△ 14,000	消防本部非常電源更新事業債 緊急・防災減災事業債 水海道消防署改修事業債	△ 11,500 △ 2,500
計	252,300	△ 14,000	238,300			茨城県市町村振興資金貸付	

3 歳出

(款)2 総務費 (項)1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定	財源		区分	金額	
					国県支出金	地方債			
1 一般管理費	107,313	196	107,509			196	3 職員手当等	196 勤勉手当	
計	146,869	196	147,065	0	0	0	196		

(款)5 土木費 (項)1 都市計画費

1 公園管理費	311,731	179	311,910			179	3 職員手当等	163 勤勉手当
計	311,731	179	311,910	0	0	0	179	16 共済組合負担金

(款)6 消防費 (項)1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定	財源		区分	金額	
					国県支出金	地方債			
2 消防施設費	354,471	△ 15,422	339,049	△ 14,000		△ 1,422	13 委託料	△ 869 設計監理委託料	
計	2,668,953	△ 15,422	2,653,531	0	△ 14,000	0	△ 1,422	15 工事請負費 △ 14,553 消防本部非常電源更新及び水海道消防署改修工事	

(款)8 予備費 (項)1 予備費

1 予備費	164,425	1,047	165,472			1,047		1,047 共通分
計	164,425	1,047	165,472	0	0	0	1,047	1,422 消防分

補正予算給与と費用細書

1 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給与			職員手当	共済費	合計	備考
		報酬	給料	住宅手当				
補正後	(14) 274		1,092,947		895,035	1,987,982	2,357,499	
補正前	(14) 274		1,092,947		894,676	1,987,623	2,357,124	
比較	(0) 0		0	0	359	359	375	16

()書きは、再任用短時間勤務職員の数

(単位 千円)

区分	管理職 手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	時間勤務手当	外管理職員特別 勤務手当	期末手当	勤奨手当	特殊勤務 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当 負担金
補正後	19,668	41,620	46,218	21,892	12,794	45,778	410	257,190	184,518	11,295	12,991	78,741	161,920
補正前	19,668	41,620	46,218	21,892	12,794	45,778	410	257,190	184,159	11,295	12,991	78,741	161,920
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	359	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由	別内訳	説明	備考
職員手当	359	1	359	勤奨手当	支給月額0.05月分引上げ

(3) 職員手当等の状況

ア 期末手当・勤奨手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 等級による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.175) 2.225	(1.175) 2.275	(2.35) 4.50	5~15%の役職別加算	
補正前	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.35) 4.45	〃	
国の制度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.275	(2.35) 4.50	5~20%の役職別加算	

()書きは、再任用職員

提 案 理 由

議案第4号 令和元年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）
について

令和元年度一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出総額63億5,884万4千円とするものです。

歳入では、組合債の消防債を減額するものです。

歳出では、人事院勧告に基づく勤勉手当0.05月増により総務費及び土木費を増額、消防本部非常電源更新及び水海道消防署改修事業に係る入札により消防費を減額し、合わせて、繰越明許費を変更するものであります。

提 案 理 由

議案第5号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

令和2年度一般会計予算は、歳入歳出総額65億9,281万8千円で、前年度と比較して、3億7,671万1千円、6.1%の増額であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金が衛生費及び消防費等の増額により3.4%の増加、組合債が消防車両購入事業等により43%の増加であります。

歳出の主なものは、民生費で、障害者支援施設空調設備更新事業により大幅の増加であります。

衛生費で、法定定期検査実施等に伴う買電量の増による光熱水費の増加、物価変動費の増及び消費税率の引上げによる環境センターのごみ処理施設運営管理委託の増加等により、3.7%の増加であります。

消防費は、職員7名増及びはしご付消防自動車購入事業等により、6.3%の増加であります。

議案第6号

常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めること
について

議員選出の監査委員の任期満了に伴い、その後任を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年3月27日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

同意を求める者の氏名

議員選出の監査委員 _____

提 案 理 由

議案第6号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求める
ことについて

常総地方広域市町村圏事務組合の議員選出の監査委員は、取手市の赤羽直一議員が選任されておりましたが、令和2年2月14日で任期満了となりました。

その後任を選任したいので地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

令和2年2月28日

常総地方広域市町村圏事務組合議会
議長 中村安雄様

陳情者

住所 守谷市松ヶ丘2-20-33

氏名 南條 峻 他賛同者344名

【陳情事項】

- 1 常総運動公園室内温水プールの使用料に65歳以上の割引制度を設けること。
- 2 割引制度新設は2020年7月1日付とすること。

【陳情趣旨】

私たちは健康の維持・増進、またリハビリのために長年常総運動公園室内温水プールを利用して参りました。

本年1月初旬、貴組合による7月1日からの「常総運動公園施設使用料の改定について」の公告を拝読し、一同驚きと不満から本申し入れをする事にいたしました。

公告内容は使用料改定の理由として、「サービスにはコストがかかっており、構成市の負担金で賄われている」こと、「運動公園施設を利用する人と、利用しない人との負担の公平性を考慮した」の二点を挙げておられます。

それらの理由は一定程度理解いたしますが、使用料改定に当たっては広く利用者等の意見聴取を行い、近隣公共施設の使用料水準の詳細な比較検証が行われた上で実施されるべきものと考えます。

組合によると「意見公募を昨年10月～11月に実施」されたとのこと。この意見公募の趣旨は「受益者負担のあり方に関する基本方針（案）」の中の「受益者負担額の決定」に書かれている「原則として一定の割増の負担についても考慮するものとする」であると思われま。

組合の意見公募手続制度には「組合施策を策定する際、事前にその案を住民に分かりやすい形で公表し、広く意見を求めます」とありますが、上記公募内容はその説明とは余りにもかけ離れたものであったと言わざるを得ません。

組合は圏域住民誰もが理解できるように、公募内容の趣旨が使用料改定についてであることを明記し、意見公募を求めるべきであったと考えます。

私たちが聞いた多くの利用者は誰一人この意見公募を見た者は無く、意見を表明することができませんでした。公募が1件も無かったことは頷けます。

私たちは使用料改定の大枠について異をとるものではありません。65歳以上の割引制度を常総運動公園室内温水プールに導入して欲しいと考えております。

65歳以上の割引制度は近隣の多くの室内温水プール施設で実施されています。取手市グリーンスポーツセンタープールは120円（市外利用者180円）、龍ヶ崎市たつのこアリーナプールが200円、常総市きぬ温水プールが200円という使用料です。

常総運動公園プール使用料が告示のまま実施されてしまえば400円です。高齢利用者に限ってみれば、余りにもかけ離れた使用料になってしまいます。

私たち利用者は健康増進やリハビリのために毎週数回当プールを利用しています。今回の使用料改定による生活への影響は大きく、このままでは利用回数を減らすか、慣れ親しんで来た当プールから別の施設への変更も余儀なくされることは必定です。

貴組合の地域交流センター「いこいの郷 常総」の使用料は、65歳以上及び障がい者の割引制度が従来から実施されています。是非、室内温水プールにも同様の割引制度の実現を強く求めます。

上記の通り陳情いたします。